

#### [参考①] 公営住宅の空き室情報等を関係機関に共有・連携する事業主体の事例

- ・ 公営住宅の入居者募集を行う際、女性相談センター（DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター）や地方公共団体の配偶者暴力相談支援担当部局等に入居者募集のしおりを送付するなど、情報提供を行っている。
- ・ 住宅部局から配偶者暴力相談支援担当部局等に対し、入居者の随時募集をしている住戸の最新情報をホームページで公表していることを周知し、配偶者暴力相談支援担当部局等が DV 被害者からの相談を受けた際に、その時点で入居可能な住戸を紹介している。

#### [参考②] DV 被害者向けの戸数枠を設定するなど、DV 被害者向けに効果的に優先入居制度を活用する事業主体の事例

- ・ DV 被害者向け及び母子生活支援施設退所者向けの優先入居枠を設定し、福祉部局に情報提供を行っている。
- ・ 福祉部局が DV 被害者から相談を受けた場合、DV 被害者の希望に応じ、優先入居枠を設定した公営住宅を迅速に紹介している。

#### [参考③] DV 被害者関係連絡協議会と連携する事業主体の事例

- ・ 住宅部局が DV 被害者支援関係団体等（以下「関係団体等」）で構成される連絡協議会に参加し、住宅部局に寄せられた DV 被害者からの公営住宅への入居相談等について関係団体等に共有するとともに、関係団体等に寄せられた DV 被害者からの住まいに関する相談について住宅部局に共有する等、情報の相互共有を図り、個別課題への対応協議等を行っている。

#### [参考④] 居住支援法人と連携し公営住宅の空き住戸をシェルターとして活用する事業主体の事例

- ・ DV 被害者の支援等を行う居住支援法人からの要請を受け、県営住宅の空き住戸をシェルターとして当該法人に使用させ（目的外使用）、DV 被害者の自立支援につなげている。